

2026年6月3日

福島県知事  
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団  
団 長 神山 悦子  
副 団 長 宮川えみ子  
幹 事 長 宮本しづえ  
政調会長 大橋 沙織

## 2026年6月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

今年2月、米国とイスラエルによる先制攻撃で始まったイラン戦争は、国連憲章を踏みにじる重大な国際法違反です。米国の無法な「力による支配」は同盟国からも批判され、トランプ政権は孤立を深めています。このイラン戦争によるホルムズ海峡の事実上の封鎖によって、日本経済と国民生活のあらゆる分野に重大な影響が及んでいます。

県内でも、原油価格の高騰、原油由来のナフサを使う製品が品薄となり、発注しても「入荷のめどが立たない」など各業界に影響が広がっています。4月、県医師会と県病院協会が県内177の医療機関に実施した調査では、8割が何らかの影響を感じていると回答。資材不足や受注制限、納期の遅れなど、先が見通せない状態が続いており、JA 福島中央会、県医師会、建設業協会など県内各業界団体から相次いで県に要望書が提出される事態です。国は、電気・ガス代補助を中心に3兆円規模の補正予算編成と予備費増額を表明しましたが、事態は深刻で、コロナ禍以上の支援が必要との声です。県として県民の置かれている深刻な実態を敏感に捉え、迅速な対応が求められています。

最大の対策は1日も早い戦争の終結です。日本政府は対米追随をやめ、米国とイスラエルに対して停戦の確実な実行を強く求めるとともに、早期に戦争終結の合意に至るよう国際社会と連携して外交努力を強めるべきです。

こうした重大な情勢の下、核不拡散条約(NPT)再検討会議は先月22日、成果文書を発出することなく閉会。成果文書が採択されなかったのは3度目で、核兵器廃絶に背をむける核兵器国―「米英仏口中」の姿勢が厳しく問われます。討論では7割をこえる国が、核兵器国に対し条約第6条にもとづく核軍備撤廃の行動を求めました。

4月の自民党大会で高市首相は改憲発議に言及、平和憲法を守るたたかいは正念場を迎えています。連動するように、高市政権は、国是としてきた武器輸出解禁を閣議決定、令和の治安維持法とも言える「スパイ防止法」に向けた「国家情報会議設置法」の強行成立など、「戦争する国づくり」へ執念をみせています。こうした状況の下、「戦争はイヤ」「平和のために何かしたい」「アメリカのイラン攻撃に疑問」などの国民世論が高まり、県内でもペンライト集会に150人が参加、金曜行動に高校生が飛び入り

参加、若者のデモなど、平和を求める行動が大きく広がっています。世代を超え多くの県民が参加していることは大きな希望です。

沖縄県名護市辺野古沖の船舶転覆事故をめぐり、文科省は先月 22 日、研修旅行の学習内容が教育基本法 14 条 2 項に違反するなどとして当該高校側を指導、また全国の学校を対象に調査を行う考えを示しました。これは教育内容への介入と言わざるを得ません。研修旅行の安全管理上の問題は当然問われなければなりません、一方で教育内容に対する政治介入は許されません。

原発事故から 15 年、日本共産党は 4 月末、田村委員長らが福島第一原発事故の被災地調査を実施。双葉町副町長との懇談、浪江町避難者から要望の聞き取りなどを行いました。事故による影響は深刻な形で継続しており、被災地福島から原発ゼロを発信することの重要性を再確認、住民からの要望に基づき先月 29 日、県に申し入れを行ないました。

岩渕友参院議員と県議団らは先月 16 日、降ひょうによる農作物被害を受け、桑折町と伊達市梁川で被害状況を調査、「モモは 9 割に被害」「露地ぶどうは枝ごと折れ全滅」との状況で、収入保険の要件緩和やつなぎ融資の要望が出されました。県議団らは 18 日、県へ要望書を提出。被害農家への詳細な状況調査を進めるとともに、迅速に支援策を講じることが必要です。

中東情勢による国内への深刻な影響、高市政権による「戦争する国家づくり」が問われる今、地方から声をあげ、県民生活を守るためのあらゆる方策をとるよう求めます。以上の観点に立ち、6 月定例会に関し下記の項目について要望します。

#### 一、イラン戦争がもたらす物価高騰・資材不足から暮らし・営業を守る緊急対策を

- 1、政府は 3 兆円規模の補正予算を組むとしているが、イラン戦争によって、とどまるところを知らない物価上昇や見通しのない物資不足等、情勢はますます深刻化している。生業と暮らしに関わる全分野をコロナ禍以上に支援するよう国に求めること。
- 2、物価高騰対策に最も有効な消費税 5% への減税を緊急に実施するよう国に求めるとともに、インボイス廃止を国に求めること。
- 3、電気・ガス代の補助はもちろん、物価高騰に見合った年金や生活保護費引き上げを国に求めること。
- 4、原油及び石油製品の需給を正確に把握し、供給と価格の安定に責任をもって取り組むよう国に求めるとともに、県としても県内の状況を把握し各団体の要望に応えること。
- 5、国はナフサは足りている、流通の目詰まりだというのが、ナフサ不足は深刻さを増している。仕事そのものができなくなっている建設業界等には即時手だてを尽くすこと。
- 6、特に医療機関については、資材不足は命に関わる問題であることから実態調査を緊急に行い対応すること。また、新型コロナ感染症に加え、物価高騰が経営を圧迫し倒産の危機に直面していることから、臨時的に診療報酬の引き上げを国に求めること。
- 7、中小企業に対する固定費の補助や資金繰りへの返済免除、新融資制度の創設、ゼロゼロ融資の償還猶予など抜本的対策を国に求めること。

- 8、事業を一時休まざるを得ない事業者への休業補償と、雇用を守るための雇用調整助成金が活用できるように、国に制度活用を求めること。
- 9、県の中小企業賃上げ緊急一時支援事業の申請については、予算額に到達するまで申請期間を延長して支援をすること。中小企業が賃上げ可能な支援策を行うこと。
- 10、肥料・飼料・燃料価格の高騰及び資材不足が農林水産業への経営を直撃していることから、出荷に影響が生じないように国に対策を求めるとともに、県としても対応すること。
- 11、中長期の視点に立った省エネ・再エネの抜本的強化を国に求めるとともに県も推進すること。

## 二、高市政権の戦争国家づくりを許さず、憲法を生かし暮らし福祉を守る県政を

- 1、国連憲章・国際法違反のイラン攻撃は日本の経済に深刻な打撃を与えている。即時中止をアメリカに強く求めること。
- 2、軍事予算の GDP(国内総生産)比2%11兆円(一人当たり年9万円)の中止、また、トランプ大統領が要求している GDP 比3、5%、さらに5%の34兆円(同28万円)の中止を求め、軍事費を削減し国民の暮らしと福祉に回すよう求めること。
- 3、閣議決定された殺傷能力のある武器輸出に67%が反対(朝日5月3日付け)である。軍事産業で大儲けする「死の商人国家づくり」を中止するよう求めること。
- 4、全国知事会などの地方公共団体や労組と協議もせず提出した、国家・地方公務員への予備自衛官への任用を拡大する「予備自衛官等兼業特例法案」の中止を求めること。
- 5、基本的人権と自治権を侵害する悪法が次々と強行されている。軍事利用につながる国からの空港や港湾の特定利用施設の指定に応じないこと。
- 6、世界で核兵器使用の脅威が高まる中で、唯一の戦争被爆国である日本政府として、安保3文書改定で非核三原則の見直し・核持ち込みの審議を進めるのではなく、直ちに国連核兵器禁止条約に署名・批准するよう求めること。
- 7、高市首相は自民党の大会で「1年以内に改憲発議にメドをつける」としているが狙いは9条の改憲である。5月10日の東京大学と朝日新聞の共同調査では、首相に優先的にしてほしい課題として、改憲はわずか1%にしか過ぎない。知事は、改憲のあらゆる動きを許さない立場での県政運営を行うこと。
- 8、コメの自給体制を放棄した改定食糧法の撤回を求め、安定したコメ生産を守るよう国に求めること。
- 9、際限なく国民負担を増やすことになる、改定健康保険法の撤回を国に求めるとともに、医療・介護・福祉・保育等のケア労働者の賃金引き上げを国に求めること。
- 10、沖縄県の辺野古沖で起きた小型船転覆事故で高校生らが死傷した事故について、安全管理上の問題は当然問われなければならない。しかし、文科省が研修旅行の学習内容が教育基本法 14 条2項に違反するとし、所管の京都府を飛び超えて当該高校を指導したことは大問題であり、憲法26条と教育基本法第16条が禁止している「教育内容に対する行政の介入」である。先進国に比べて遅れている日本の主権者教育や政治教育が、委縮することがないように国に求めること。

- 11、三菱電機が郡山市内に大規模な軍事工場(殺傷兵器製造)を建設しようとしていることは憲法上許されない。県は反対を表明すること。エフレイなど協力関係は絶対作らないこと。
- 12、小名浜精錬が2027年3月で銅精鉱処理停止を発表した。この一年で、堺化学工業(株)の酸化チタン事業からの撤退、三菱ケミカル(株)の完全撤退、東邦亜鉛(株)の亜鉛精錬事業からの撤退と小名浜地域から相次いで事業撤退縮小が続いている。直接雇用だけでも600人近く失うことになってしまう状況で、地域だけでなく市全体に大きな影響を及ぼすものになっている。  
いわき市は雇用と事業継承の両面から支援を行う組織を設立したが、県も入っていることから財政出動も含め支援を行うこと。

### 三、降ひょう被害対策、コメの安定供給と農林水産業の振興について

- 1、5月に発生した降雹被害について、農家への技術指導に加え県の経済支援策を発動させ、被災農家の生活を支援すること。
- 2、ブドウの枝が折れる被害は来年以降の収穫も見込めず、改植が必要と言われている。改植する場合の補助制度について農家に周知し活用を支援すること。
- 3、被災農家の救済制度である収入保険制度について、制度の周知とともに白色申告でも加入できるよう要件緩和と掛け金の負担軽減を国に求めること。
- 4、昨年産のコメの在庫が増加しており、新米が出回れば新米のほうが安くなる価格の逆転が起きるとも言われている。昨年産米は備蓄米として政府が買い上げ、高い価格で買い上げた集荷業者の経営を守るよう国に適切な対策を求めること。
- 5、稲作農家がいかなる市場価格の変動でも安心して営農できるよう、価格保障、所得補償制度を創設すること。
- 6、需要に応じた生産を掲げ、ゆとりあるコメの需給体制を放棄する食糧法改定を許さず、県は、既に食料輸入県となっている本県農業を振興させるため、安定した生産体制を確立する計画を策定し、県内の米生産体制を守ること。
- 7、水田活用交付金の見直しが計画されており、従来の面積要件から収穫実績へと変えられようとしている。条件不利な農地では交付金が減額され耕作意欲の減退が必至である。農業が持つ多面的機能が発揮されるような制度設計とするよう国に求めること。
- 8、本県産の杉材について、放射能の影響がパークよりも中心部で高いとの調査結果が報告された。県としてこの調査結果を重く受け止め、県産材木の活用に当たっては、線量測定を行い安全性を確認すること。他の木材についても調査研究を進めるよう研究機関との連携を図ること。
- 9、漁業者が他県の海域でも相互乗り入れで操業できるよう、県同士の調整を図ること。

### 四、医療・介護、福祉の拡充について

- 1、国は医療費削減のため大幅なベッド数の削減を行おうとしていることは、地域医療の安定確保の観点からも看過できない。医療人材不足を安易なベッド削減で対応するのではなく、病院経営を維持

できるよう臨時の診療報酬改定を実施するよう国に求めること。二次医療圏毎の調整会議で圏域ごとの余裕ある必要ベッド数を確保するよう指導と援助を強化すること。

- 2、健康保険法等改定案の可決により実施予定のO T C 類似薬の保険外しの前段となる薬価の 25% 上乗せ負担は中止を国に求めること。他の診療行為にも保険外負担を求めることは行わないよう国に求めること。
- 3、6 月の市町村議会では国保税の課率改定が行われる。子ども子育て支援金の創設による負担増が共通して出されようとしているが、物価高騰が県民生活に深刻な影響をもたらしている下で、被保険者負担増にならないよう財調基金や前年度繰越金の活用を促すこと。
- 4、市町村が国保の基金活用をためらう要因となっている県の 2029 年度国保税統一化は行わないこと。
- 5、更新時期を迎えたマイナ保険証の更新を行わないために、医療費窓口 10 割負担となる事例が全国で報告されている。市町村における更新事務の迅速化と未更新者には資格確認書を交付し、無保険扱いされることの無いよう市町村を支援すること。
- 6、社会福祉法を改定し特定地域サービス制度を導入することは、障がい者や介護の全国一律サービスを崩すものである。県は全国一律サービスを維持するよう国に求めること。この背景にある介護等の職員不足については、各種報酬改定で処遇改善を図るよう国に求めること。
- 7、老々介護疲れにより、夫が妻を殺害する痛ましい事件が福島市で発生した。公的支援制度が十分周知されていないことも要因と考えられる。地域包括支援センター等相談機関の周知徹底を図るよう市町村を支援すること。
- 8、コロナ感染症の引き続き感染拡大や、カンタウイルス感染症等新たな感染症の発生も踏まえ、保健衛生体制の強化、ワクチン接種への支援に取り組むこと。
- 9、高齢難聴者への補聴器購入補助は、今年度から始める市町村も 3 つあり県内では 22 に広がっている。県として補聴器購入補助制度を創設すること。  
国は、介護予防事業として補聴器購入補助制度も認めるとしていることから、介護保険も活用し、全ての市町村が制度を導入できるよう支援すること。
- 10、子育て支援の一環である 3 歳未満児の保育料無料化に、県内では判明しているだけでも今年度から新たに田村市や本宮市が踏み出し、合わせて4割の 25 市町村が実施している。県の施策として、保育料無料化を実施すること。

## 五、異常気象・災害対策について

- 1、気候危機に伴い、災害発生の頻発化・被害の甚大化が顕著である。水害対策として、河川の維持管理費を大幅に増やし、定期的な浚渫を行うこと。住民要望の多い堤防の伐木・除草に対応できるよう職員増員を大前提に、ロボットの利活用も検討すること。
- 2、災害時であっても要配慮者が取り残されることのないよう、福祉避難所での避難訓練を各市町村で実施すること。訓練で明らかになった課題を避難計画等に反映できるよう市町村を支援すること。

- 3、先日、防災気象情報に変更となり、本県では津波予測システムを今年度から導入しているが、災害時に住民が正しく理解できるよう、住民への周知と理解促進を図ること。
- 4、高校体育館等へのエアコン設置は7か年計画となっている。毎年厳しさを増す暑さの下でエアコンは命に関わるものであり、計画は前倒して実施すること。
- 5、東京都で省エネ強化等に向けエアコン等の買い替え補助が始まっている。県内では伊達市が低所得高齢者世帯へのエアコン購入補助を始めた。県では少なくとも低所得者・高齢者世帯へのエアコン購入補助を実施すること。生活保護世帯については、夏季加算を創設するとともにエアコン更新・設置支援を実施すること。
- 6、今年4月のクマ目撃件数がこの5年間で最多となった。県としてガバメントハンターの育成と確保をすること。
- 7、工業用水道の民営化に向けた調査が本県でも進められているが、上下水道については県民生活の重要なライフラインであり、公営を継続すること。維持管理予算を増額すること。
- 8、国道 288 号線船引バイパスは開通直後から交通事故が相次いでいることから、信号機の設置など安全対策を早期に実施すること。道路整備の際には安全対策を一体的に進めること。

## 六、原発依存から転換し、持続可能な再エネを

- 1、中東情勢を踏まえ、エネルギーの自給率向上が喫緊の課題となっている。気候危機対策にも有効な省エネ・再エネを抜本強化すること。
- 2、原発訴訟の最高裁判決以降、住民側が敗訴する判決が相次いでいるが、原発を推進してきた国の事故責任は免れない。原発事故被害を繰り返させないためにも、国に対し住民よりも電力会社の利益を優先する姿勢を改めるよう強く求めること。
- 3、廃炉作業は高線量下での作業が続くことから、作業員の安全確保も含め安全な廃炉作業に努めるよう東京電力に求めること。
- 4、ドイツなどで広がる建物の屋根を活用した再エネ普及を図ること。災害時の備えにもなる蓄電池補助を増額すること。
- 5、今年度の東北電力管内の出力抑制は19万世帯と過去最大となる見通しである。原発優先・再エネ推進を阻む出力抑制はやめるよう国に求めること。
- 6、県内各地でメガ発電等による問題が発生し、再エネを規制する条例が県内で 16 自治体に広がっている。県としても環境破壊につながる再エネを規制する条例を制定すること。
- 7、県内事業者が再エネ事業に参入できるよう支援すること。人材育成も位置付けること。
- 8、F-REI が軍事研究施設とにならないようにすること。
- 9、避難地域の除染やインフラ整備等の予算を今後も十分に確保するよう国に求めること。特に、避難指示解除が遅れた双葉町、大熊町については丁寧に対応すること。
- 10、避難地域の医療・介護の保険料・一部負担金の減免を継続するよう国に求めること。
- 11、国及び県は、首長だけでなく避難地域住民の要望を丁寧に聞く機会をつくること。復興については、

放射線防護の専門家や避難者支援の研究者の意見を聞くこと。県民主体の復興を推進すること。

- 12、帰還困難区域の除染は、特定復興再生拠点や特定帰還居住区域に限らず、全域を対象とし、面的に実施すること。
- 13、復興住宅石倉団地の住民同士の交流ができる集会所を確保すること。
- 14、県独自の家賃軽減策の利活用促進に向け周知を図ること。
- 15、原発事故の影響による原木シイタケの追加賠償について、経産省は東京電力の報告を丸呑みし、国会議員に事実と異なる報告を行っていたことが明らかになった。これまでも農家の追加賠償要求にまともに応えようとしない東京電力の姿勢があり、今回はその一端が明らかになったものである。原発事故に関する商工業、農業の追加賠償について改めて実態調査を行い、被害者からの請求に誠実に対応するよう東京電力に求めるとともに、国は東京電力言いなりを改め東京電力に適切な指導を行うよう県として求めること。

## 七、子育て支援、教育の充実について

- 1、今年4月から学校給食費が小学校のみ無償化となったが、憲法26条の「義務教育は無償とする」の立場から、中学校も直ちに学校給食費を無償とするよう国に求めること。
- 2、県内の80%、47市町村が、小中学校の全額無償化を実施していることから、県独自に、中学校の給食費を無償化し、市町村を支援すること。また、不登校の児童・生徒に対しても、給食費相当額を補助すること。
- 3、県の責任で直ちに県立中学校の学校給食費は無償とすること。県立特別支援学校においては、所得区分に応じた補助を見直し、小中学校の給食費は全額無償とすること。
- 4、県として国保税の子どもの均等割を廃止し、市町村を支援すること。
- 5、県として3歳未満児の保育料を無料とし、子育て世代を支援すること。
- 6、新型コロナ禍以降、長引く物価高騰が県民生活と子どもたちにも大きな影響を及ぼし、満足に食事ができない、修学旅行など学校行事に参加できないなど、日本の相対的貧困率が高いことが、子どもの成長・発達にも影響を及ぼしていることが指摘されている。県内の子どもがいる世帯の貧困の実態を調査すること。
- 7、憲法26条「義務教育は無償」とする観点から、学校納付金等の保護者負担を大幅に軽減するため、県独自に補助すること。
- 8、県立高校体育館のエアコンを一気に設置するための緊急の補正予算を計上すること。特に特別支援学校については、全校設置を急ぐこと。あわせて、電気代等の学校維持管理費も増額すること。
- 9、小中学校の児童・生徒が活用するタブレットが更新時期を迎え、多額の費用をかけて更新またはノートパソコンに切り替える市町村が増えている。先進国では、幼少期からの ICT 活用のデジタル教育が、子どもに与える悪影響を考慮し見直す動きが出ている。国に対し、小中学校でのデジタル教育のメリット・デメリットについて、十分検討し、見直すよう求めること。
- 10、大学の授業料を半額に引き下げ、入学金は廃止すること。

- 11、給付型奨学金については、成績要件なしで受けられるようにすること。長期金利の引上げの影響で奨学金の返済がいつそう重くなっていることから、利子補給はもちろん、返済額を半分に減額する等の措置を国に求めること。
- 12、医療的ケア児などの障がい児をかかえる家庭が、支援学校だけでは解決しない課題が山積している。医療、学校、保育所などの福祉部門と連携し、ワンストップで支援できるしきみをさらに充実させること。コーディネーターをはじめ医療や福祉の専門家を増員すること。
- 13、本県独自の30人・30人程度学級が維持できないなど、本県の小中学校の教員不足は深刻である。茨城県のように、年次計画をもって県独自に正規教員の増員を図ること。
- 14、県の奨学金返還支援事業の対象業種に教員も含め、福島県で教員をめざす若者を支援すること。また、県内に戻り一定期間経過したのちに就職した若者も対象とするよう要件を緩和し、県内で働く若者を支援すること。
- 15、磐越道での部活のマイクロバス事故は、全国に衝撃を与えている。県内小中高校のクラブ活動や部活動における遠征時等のバス利用の実態調査を行うこと。また、児童生徒の活動を制限することにつながらないように、クラブ活動・部活動への財政支援等を検討すること。

#### 八、ジェンダー平等の推進について

- 1、福島県のジェンダーギャップ指数は、特に「行政」「教育」分野で全国下位にある。改善に向けた取り組みを強めること。
- 2、若い女性の人口流出を防ぐためにも、福島県で安心して住み、働き続けられる環境整備を促進すること。そのために、女性の正規雇用を増やすこと。
- 3、県内でも教師の性加害行為による被害が相次いでいるが、これは許されない行為である。全国では、生徒間の性暴力事件も発生している。生徒が安心して相談できる窓口を設置すること。
- 4、「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の概念にあるように、性の自己決定権の権利や互いの人権・権利が侵害されないよう、幼児から発達段階に応じた「包括的性教育」をあらゆる場で取り組むこと。
- 5、県の公的施設や学校の女子トイレの数を増やすとともに、洋式化を急ぐこと。学校や公的施設のトイレに、生理用品の配備を義務付けること。

以上